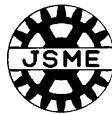


一般社団法人日本機械学会認定 計算力学技術者（CAE技術者） 第12回 資格更新のご案内



一般社団法人日本機械学会
計算力学技術者資格認定事業委員会

<目次>

1. 主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 更新制度について
 2. 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・1
 2. 2 「級」に関する留意事項・・・・・・・・1
 2. 3 「更新手続猶予申請」に関する留意事項・・・・・・・・1
 2. 4 更新に関するスケジュール・・・・・・・・1
3. 更新方法について・・・・・・・・・・2
4. 更新審査料と必要書類について
 4. 1 更新審査料・・・・・・・・・・4
 4. 2 必要書類・・・・・・・・・・5
 4. 3 更新手続猶予申請を行う場合・・・・・・・・5
 4. 4 書類送付先・・・・・・・・・・3
5. お問い合わせ先・・・・・・・・・・6

1. 主旨

計算力学という進歩の速い技術分野においては、資格を取得した後も、計算力学技術者（CAE 技術者）として最新の技術動向に注意を払いながら技術専門職上の能力・技芸の向上に努めることが求められます。そこで一般社団法人日本機械学会 計算力学技術者資格認定事業委員会では、本資格に 5 年間の有効期間を設定しており、同時に、適切な環境において能力開発に努めるならば、その実績を証明することによって資格継続を認めることとしております。このような主旨に基づき、以下のとおり資格更新制度を定めました。

2. 更新制度について

2. 1 基本的な考え方

- ・ 資格の有効期限は、認定証が発行された日付である「**認定日**」より **5 年後の 3 月 31 日** です。お手元の認定証に記載されている、資格の「有効期限」をご確認下さい。
- ・ 更新手続は「分野ごとの最上級の資格」で行います。（詳細は [2. 2] を参照）
- ・ 資格の更新は、「**資格の有効期限**」にあたる年の**指定期間（1月中旬～2月中旬）**に所定の手続きを行って下さい。

- ・ 今回、更新手続が必要となるのは、認定証の有効期限が「**2020 年 3 月 31 日**」となっている方です。
- ・ 更新書類の受付期間は「**2020 年 1 月 16 日（木）～2020 年 2 月 14 日（金）**」です。
- ・ 計算力学技術者認定委員会による審査の結果、再認定されると、資格は 5 年間更新されます。
- ・ 更新手続を行った最上級資格の認定証が更新され、4 月中旬頃に発送されます。
- ・ **資格更新手続を行わない場合、資格は失効となります**のでご注意ください。

2. 2 「級」に関する留意事項

- ・ 同一分野において複数の級の認定を受けている場合、**資格の更新は「最上級の資格」**で行います。有効期限は最上級資格の認定証をご確認下さい。
- ・ 更新手続を行った際に発行されるのは、最上級の資格の認定証のみとなります。
- ・ 級の序列は、最上級から「上級→1 級→2 級→初級」です。

2. 3 「更新手続猶予申請」に関する留意事項

- ・ 資格の有効期限にあたる年度に上位級を受験し、その結果を受けて更新手続を行うことを希望する方は、「**更新手続猶予申請**」を提出することで、更新手続をその試験の合格発表後に延期することが出来ます。
- ・ この場合、更新された認定証は 5 月上旬に発送されます。

2. 4 更新に関するスケジュール

	1月		2月		3月		4月	
	上旬	下旬	上旬	下旬			中旬	
通常の更新手続 スケジュール		更新書類の 受付期間					認定証 発送	

	1月		2月		3月		4月		5月	
	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬
更新手続猶予申請 を行う場合の更新手続 スケジュール		更新手続 猶予申請書の 受付期間		合否 発表	更新書類の 受付期間				認定証 発送	

3. 更新方法について

最上級資格が「上級、1 級または 2 級」の場合の更新方法には、以下の 2 つの方式があります。よくお読みになった上で、どちらか一方を選択して下さい。

(方式 A) 計算力学業務の継続証明による更新

この方法による資格更新を希望する認定者は、認定資格取得後 5 年間に（2 回目の更新の際には最新の更新後の 5 年間に）、**計算力学に関する業務を「3 年以上」継続していることが必須条件**です。所定の**業務継続証明書とその他必要書類**を提出して下さい。

※2 度目の更新手続をなさる方は、再認定を受けた時点からの業務継続について証明をしていただくこととなります。

(方式 B) CPD (Continuing Professional Development) ポイントによる更新

CPD ポイントとは、日本機械学会の会員が自己の能力向上・技術力の維持に努めた場合、その学習・活動（本会主催または共催の講習会や講演会参加、論文発表、委員会活動、社会貢献など）を記録することにより実績を証明するシステムです。

資格更新に必要な 5 年間の積算ポイント数は、**2 級資格で 60 ポイント**、**1 級・上級資格で 80 ポイント**です。積算可能な期間は、認定証に記載の**認定日（更新を行う最上級資格のもの）**から、**更新書類の作成日**までとなります。

この方法による資格更新を希望する認定者は、**日本機械学会マイページ（会員専用ページ）の指定画面のプリントアウトとその他必要書類**を提出して下さい。

※CPD 登録制度につきましては 2014 年 12 月をもちまして廃止となりました。

(https://www.jsme.or.jp/event_project/license/cpd/)

後述のマイページにログインをされましても 2014 年 12 月までのものしか表示されません。2015 年以降の本会の講習会などの受講によるポイントは受講証明書などをご提出いただくことによりポイントの証明となります。受講証明書をご希望の方は各講習会担当者までご連絡ください。

(ポイント例：講演会・講習会・特別講演会への参加…1 講演会・講習会当たり 10 ポイント)

<指定画面の表示方法及び CPD ポイントの確認方法>

① HP (<http://www.jsme.or.jp/>)

から「日本機械学会マイページ（会員専用ページ）」にログイン

②「マイページ」トップ画面にて表示されている CPD ポイント (**point) をクリックし、「CPD 検索」画面に飛ぶ

The screenshot shows the member page interface. At the top, there is a navigation bar with '会員のページ' (Member Page) and a breadcrumb trail '日本機械学会TOP > 会員のページ > マイページ'. Below this is a 'マイページ' (My Page) header. A '学会からのお知らせ' (Notice from the Society) section contains a link '***に関するお知らせ'. The main content area is a table with the following items:

マイページ	このページです。
会員情報管理	登録情報の確認・変更ができます。
会員名簿閲覧	会員名簿の閲覧ができます。
会員名簿掲載設定	会員名簿への掲載可否が設定できます。

Below this table is a section titled '機械 太郎様情報' (Information for Mr. Taro Kikaku). It contains a table with the following details:

会員氏名	機械 太郎
勤務先	機械工業株式会社
CPD	*** point

A red circle highlights the 'CPD' row, and a red arrow points to the '*** point' value.

CPD検索

会員番号	*****
氏名	機械 太郎
開始年度	年~ 年
形態	1-1 .***** 1-2 .***** . . .



③「CPD 検索」画面の一番下、「検索」ボタンを押す（開始年度を空白にすると、全期間のポイントが表示されます）

④指定期間の積算ポイントが、該当級の必要ポイントを満たしているか確認し、印刷する

4. 更新審査料と必要書類について

4.1 更新審査料

- 更新を希望する「最上級の資格」が上級、1級または2級の場合、更新審査料は「**12,400円（税込）**」となります。初級の場合は、更新審査料は「**3,100円（税込）**」です。
- 更新手続と同様に、**更新審査料も「分野ごと」に必要となります**ので、複数分野の資格をお持ちの方はご注意ください。
- 更新審査料は**郵便局にて「払込取扱票」を入手の上、下記の見本のとおりに記入し**、お支払い下さい。記入漏れがあると手続きに時間がかかる場合がございます。
- 振込料金は申請者の負担となりますのでご了承下さい。
- 一度振り込まれた更新審査料は、いかなる理由があっても返金致しません。

<認定審査・登録料支払先口座>

【郵便振替口座】口座番号 00130-1-19018

加入者名 一般社団法人日本機械学会（イパシヤダノホウジン ニホンカイガクカイ）

<払込取扱票の記載方法>

①口座番号 00130-1-19018

②加入者名 一般社団法人日本機械学会

The diagram illustrates the correct way to fill out the payment slip and receipt. It shows two forms side-by-side. The left form is the 'Payment Slip' (払込取扱票) and the right is the 'Receipt' (振替払込請求書兼受領証). Both forms have a header with '00 東京' and '払込取扱票' or '振替払込請求書兼受領証'. The account number '00130-1-19018' is pre-filled in the account number field. The payee name '一般社団法人 日本機械学会' is pre-filled in the name field. The amount field is empty. The date field is empty. The receipt form has a '氏名' (Name) and '認定番号' (Certification Number) field. The diagram includes the following instructions:

- ① 口座番号 00130-1-19018
- ② 加入者名 一般社団法人日本機械学会
- ③ 必ず記載下さい (Must be filled in)
- ④ 更新を希望する資格の分野・級・認定番号と氏名を必ず記載下さい (Must be filled in with the field/level/certification number and name of the qualification you wish to renew)
- ⑤ 必ず記載下さい (Must be filled in)
- ⑥ 更新を希望する資格の認定番号を必ず記載下さい (Must be filled in with the certification number of the qualification you wish to renew)
- ⑦ 必ず記載下さい (Must be filled in)

4. 2 必要書類

<最上級の資格が「上級、1級または2級」の場合>

必要書類		留意事項
1	資格更新申請書・誓約書	所定用紙をH Pよりダウンロードし、必要事項の記入・捺印を行って下さい。 ※認証・認定試験受付システム「個人ページ」登録がまだの方は、<u>下記URLより必ずご登録の上、書類をご作成下さい。</u> https://www.jsme.or.jp/cee/qualifer/renewal
2	更新を希望する認定証のコピー	原本ではなく、必ず「コピー」を送付して下さい。 ※認定証を紛失した方は、お手数ですが、お手続き前に本会にご相談下さい。
3	①業務継続証明書	※方式(A)にて更新を行う方のみ。 所定用紙をH Pよりダウンロードし、必要事項の記入・捺印を行って下さい。
	②日本機械学会マイページ（会員専用ページ）の指定画面のプリントアウト	※方式(B)にて更新を行う方のみ。
4	更新審査料の「払込票兼受領証」のコピー	必ず「コピー」を提出し、原本は認定証がお手元に届くまで保管して下さい。

<「初級」の更新を行う場合>

必要書類		留意事項
1	資格更新申請書・誓約書	所定用紙をH Pよりダウンロードし、必要事項の記入・捺印を行って下さい。 ※認証・認定試験受付システム「個人ページ」登録がまだの方は、<u>下記URLより必ずご登録の上、書類をご作成下さい。</u> https://www.jsme.or.jp/cee/qualifer/renewal
2	更新を希望する認定証のコピー	原本ではなく、必ず「コピー」を送付して下さい。 ※認定証を紛失した方は、お手数ですが、お手続き前に本会にご相談下さい。
3	更新審査料の「払込票兼受領証」のコピー	必ず「コピー」を提出し、原本は認定証がお手元に届くまで保管して下さい。

4. 3 更新手続猶予申請を行う場合

この場合、書類の提出が2段階に分かれますのでご注意ください。

<1回目>

- ・「更新手続猶予申請書」の所定用紙をH Pよりダウンロードし、必要事項の記入を行い、提出して下さい。
- ・「更新手続猶予申請書」の受付期間は、通常の更新書類の受付期間と同じです。

注意！ この段階で更新審査料は振り込まないで下さい。

<2回目>

- ・ 受験していた「上位級の試験」に合格した場合、資格の有効期限は自動的に上位級のものが適用されるため、2回目の更新手続は不要です。
- ・ 受験していた「上位級の試験」に不合格だった場合は、更新手続が必要となります。速やかに更新手続を行って下さい。
- ・ 合否通知到着後 1 ヶ月以内（3月下旬まで）に手続きを完了して下さい。

4. 4 書類送付先

〒160-0016 東京都新宿区信濃町 35 信濃町煉瓦館 5 階

一般社団法人日本機械学会 CAE 技術者担当

- ※ 封筒には必ず「**CAE 更新**」と**朱書き**して下さい。
- ※ 送付方法は「**簡易書留**」を推奨しています。
- ※ 大変申し訳ございませんが、書類の到着確認のお問い合わせにはご対応致しかねます。
到着確認をご希望の方は、郵便等の到着確認サービスをご自身でお申し込み下さい。

5. 注意（資格の失効）

該当者が該当分野において更新期限までに更新申請を行わない場合、現在所有している該当分野の認定計算力学技術者の資格はすべて失効し、該当者の氏名は、日本機械学会の WEB ページで公開している、認定者一覧から削除されます。

このことは、該当者が該当分野において認定計算力学技術者の資格を喪失し、認定計算力学技術者を名乗ることができなくなることを意味します。

なお、資格喪失後、該当分野において認定計算力学技術者を名乗るためには、再度資格試験に申し込み、受験、合格することが求められます。

6. お問い合わせ先

更新手続について何かご不明な点がございましたら、個人ページのお問い合わせフォームをご利用になるか、または以下までお問い合わせ下さい。

〒160-0016 東京都新宿区信濃町 35 信濃町煉瓦館 5 階

一般社団法人日本機械学会 事業企画G 金子

TEL : 03-5360-3506 FAX : 03-5360-3509

e-mail : caenintei★jsme.or.jp （@を★で表示しています）

以上